

福山市立大津野小学校生徒指導規程

～みんなで守ろう！Happy Life～

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。児童が自主的・自律的な学校生活を送るために必要な事項を定めるものである。

（詳細は「大津野小ガイドブック」参照）

（ワンポイント可、直径3.0cm以下）

（ニーハイ・くるぶしソックス、レースは不可）

⑤ レギンス・タイツは、白・紺・黒（体育時は着用不可）

⑥ アクセサリー（ピアス・イヤリング、指輪等）は不可

（2）学校生活にふさわしい身だしなみをする。

① シャツのボタンをとめる。

（夏季はボタンを1つ開けてもよい）

② シャツをズボンやスカートの中に入れる。

③ スカートの下に体育のハーフパンツを履かない。（インナーパンツ可）

④ インナーシャツは、華美でないものにする。

⑤ ベスト・セーターは、規定服の下に着用する。

⑥ 名札を左胸につける。

第2章 学校生活のこと

第2条（登下校）

（1）登校班で安全に一列登校をする。

（2）班長・副班長の役割を果たす。

① 集合場所に早めに行く。

② 問題が発生したら副班長（班長）が残り、班長（副班長）が近くの「子ども110番の家」や商店などに助けを求めに行く。

③ 地域の方に進んでいきををする。

④ 交差点で止まってくださった運転手の方にお礼の「会釈」をする。

⑤ 学校に着いたら「登校の記録」を書く。

（3）みんなの約束を守る。

① 集合時刻を守る。

② 遅れる時や欠席の時は、班長や副班長に連絡をする。

③ 忘れ物をしても取りに帰らない。

④ 防犯ベルをランドセルや体に身に付けて登下校する。

（4）決められた通学路を通って下校する。

① 学年下校・一斉下校で、複数で下校する。

② 困ったことがあったら、近くの「子ども110番の家」や商店などに助けを求めに行く。

（5）欠席・遅刻・早退する場合は、保護者が事前に連絡帳で学校に連絡する。（緊急の場合は、電話でもよい。）

第4条（頭髪）

（1）学校生活にふさわしい髪型をする。前髪が長い子はピンでとめる。

① 髪の毛は、染めない。パーマをかけない。

② 一部だけ極端に短くしたり、長くしたりしない。（側頭部、えりあし、切れ込み、ツーブロック等）

③ 髪が肩にかかる児童は結ぶ。

④ ゴムは、黒・紺・茶色の単色。ピンは、黒・紺・茶色・銀色。

*社会通念上、一般的見地から判断します。

第5条（持ち物）

（1）学習に必要な物を忘れないように持ってくる。

① 持ち物には全て名前を書く。

② 学習に必要なない物（キーホルダー等）は、持つてこない。

③ 携帯電話は、持つてこない。

④ 筆箱や道具箱の中には、決められた物を入れておく。（彫刻刀・カッターナイフは、道具箱に入れないのである。）

第3条（服装）

（1）学校生活に適した服装をする。

① 規定服・規定帽子（紺・白）を着用

② 通学靴は、白の運動靴

③ 室内履きは、スクールシューズ

④ 靴下は、白・紺・黒

第3章 校外生活のこと

第6条（生活）

（1）生活のきまりを守り、楽しい生活を送る。

① 帰宅時刻は、4月～9月 午後6時

10月～3月 午後5時

② 子どもだけで、大津野学区外に行かない。

- ③ ゲームコーナーやゲーム類のある所に立ち寄らない。
- ④ 用もないのにお店に入らない。
- ⑤ カードやゲームの貸し借りや交換、売り買いをしない。
- ⑥ 休日、放課後等、学校敷地内でゲーム機、カードゲーム等を使用しない。

第7条（交通安全）

- (1) 交通ルールを守り、安全な生活を送る。
 - ① 信号や交通標識を守る。
 - ② 横断歩道を渡る。
 - ③ 踏切では、自転車は、押して渡る。
 - ④ 自転車に乗るときは、安全対策をして、ヘルメットを着用する。
 - ⑤ 片側通行をする。(道路状況に応じて)

第8条（遊び）

- (1) 危険な遊びをしない。
 - ① 火遊び
 - ② 子どもだけでのつり・水泳・花火
 - ③ 道路やがけでの遊び・基地遊び
 - ④ エアーガン・ガスガンなど
 - ⑤ 夜遊び

*以上の規程等が守られなかった場合、個別指導及び保護者連絡を行う。

附則

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

第2条 この規程に定められていない事項については、児童の実態や場の状況に応じ、かつ指導上必要がある場合は、隨時修正、加筆して運用する。